

(1) 重度障害者（児）タクシーの基本料金助成

在宅の重度障害者（児）が、タクシーを利用する場合に、その料金の一部（基本料金）を助成することにより、交通手段の確保と介護に伴う負担の軽減を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進を図るための制度です。

対象者

寝屋川市に住所を有する在宅の方で、以下の表に該当する障害を持つ方です。

手帳の種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者福祉手帳
等級・判定	1・2	A	1

- ・施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設等）に入所されている方（グループホーム、有料老人ホーム等は除く）は対象外です。
- ・世帯全員の課税状況により、対象外となる場合があります。

利用方法

手帳を持参のうえ、窓口で申請し、「寝屋川市重度障害者（児）タクシー利用券」の交付を受けてください。

※この利用券を使用するときは、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

交付枚数

申請月より月2枚、年間24枚限度

※利用できるタクシー会社は、申請時にお知らせします。

※タクシー利用券の有効期限は、その年度末（3月31日）です。申請月から3月までの月数に応じて交付枚数を計算するため、5月以降に申請されると交付枚数が少なくなります。

※交付はお持ちの手帳冊数にかかわらず、各年度1冊となります。

(2) 航空運賃の割引

手帳交付を受けている本人と介護者1名

※ 航空会社等により適用が異なる場合がありますので、ご利用の際は、各航空会社にお問い合わせください。